



平成 27 年 8 月 27 日

各 位

会社名 株式会社ゼロ
代表者名 代表取締役社長 北村 竹朗
(コード番号 9028 東証第二部)
問合せ先 執行役員経営企画部長 高橋 俊博
(TEL. 044-520-0106)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催いたしました取締役会において、平成 27 年 9 月 29 日に開催を予定しております当社第 69 回定時株主総会に付議する「定款一部変更の件」について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号、平成 27 年 5 月 1 日施行)において、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められるようになったことに伴い、これらの取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 30 条および第 41 条に所要の変更を行うものであります。

なお、定款第 30 条第 2 項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 27 年 9 月 29 日 (火)

定款変更のための効力発生予定日 平成 27 年 9 月 29 日 (火)

以 上

現行定款	変更案
<p>第 1 条～第 29 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第 31 条～第 40 条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 41 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定められた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第 42 条～第 49 条 (条文省略)</p>	<p>第 1 条～第 29 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く）</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第 31 条～第 40 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 41 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定められた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第 42 条～第 49 条 (現行どおり)</p>